

判決年月日	平成 2 4 年 2 月 2 9 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 1 2 7 号		
○ 名称を「旋回式クランプ」とする発明に係る特許について、新規性欠如，進歩性欠如の主張を認め特許を無効とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 1 項 2 号，同条 2 項，平成 1 4 年法律第 2 4 号による改正前の特許法 4 1 条 1 項

1 事案の概要

原告は，平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日，名称を「旋回式クランプ」とする発明につき特許出願をし（特願 2 0 0 2－2 9 6 8 2 8 号，優先日は平成 1 3 年 1 1 月 1 3 日，同年 1 2 月 1 8 日及び平成 1 4 年 4 月 3 日），平成 1 9 年 1 1 月 9 日，特許登録を受けた（特許第 4 0 3 8 1 0 8 号，請求項の数は 4）。

被告は，平成 2 2 年 8 月 2 0 日，補正要件違反，サポート要件違反，明確性要件違反及び新規性欠如，進歩性欠如を理由に，請求項 1 ないし 4 の発明につき特許無効審判を請求したところ（無効 2 0 1 0－8 0 0 1 4 5 号），特許庁は，平成 2 3 年 3 月 2 4 日，「特許第 4 0 3 8 1 0 8 号の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許を無効とする。特許第 4 0 3 8 1 0 8 号の請求項 4 に係る発明についての審判請求は，成り立たない。」との審決をしたので，原告が請求項 1 ないし 3 の発明につき審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。

なお，審決は，補正要件違反，サポート要件違反，明確性要件違反の主張を排斥したものの，①請求項 1，2 の発明（本件発明 1，2）は甲第 1 2 号証（実願昭 6 3－1 3 0 2 8 6 号のマイクロフィルム）記載の発明等に基づいて当業者が容易に発明することができたもので進歩性を欠く，②請求項 1 ないし 4 の発明は，基礎出願に係る明細書等に記載された技術的事項の範囲を超える部分を含むもので優先権主張の効果を享受できないところ，現実の出願日（平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日）以前に販売された製品の構成と請求項 1，3 の発明（本件発明 1，3）の構成とが一致するから本件発明 1，3 は新規性を欠くし，本件発明 2 は上記製品の構成に基づいて当業者が容易に発明することができたもので進歩性を欠くが，請求項 4 の発明（本件発明 4）については進歩性を欠くものではないと判断した。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決の判断は誤りでないとし，原告の請求を棄却した。

（1）審決がした甲第 1 2 号証に記載された発明（甲第 1 2 号証発明）の認定に誤りはない。

そして，被加工物（ワーク）を支持・固定するクランプ装置においてクランプロッドが傾くことが望ましくないことは，本件優先日当時の当業者に自明な技術的課題にすぎず，クランプロッドの円周方向にガイド溝及び係合具を均等に配置し，クランプロッドをハウジング内で複数の方向から支持するようにすれば，クランプロッドの傾きを防止し，運動をより円滑にガイドできることは当

業者には明らかであるから、甲第14号証（特開2001-198754号公報）等に記載された技術的事項を適用する動機付けに欠けるところはない。甲第12号証発明に甲第14号証等に記載された上記技術的事項を適用することにより、当業者において相違点1を解消することは容易である。

本件発明1にいう「緊密に嵌合支持」とは、できるだけ小さい隙間でクランプロッドとハウジングが強力に嵌合支持されるものであって、かつ、第2摺動部分と対向するハウジングの第2端壁は、上記の小さい隙間でクランプロッドと嵌合支持する箇所であるとともに、ガイド溝と係合する係合具の設置箇所を兼ねるものでなければならない。

ここで、穴と軸材の間の隙間の大きさ、すなわち両部材の直径の間の関係は、当該機械部品の用途に応じ、当業者において適宜設定される性格のものであり、また本件優先日当時においてすら、油圧クランプ装置で、すきまばめの最も緊密に嵌め合う範疇に属する公差域クラスの組合せを用いることが当業者に知られていた。他方、本件発明1のクランプ装置においてもクランプロッドの旋回動作を阻害しないよう、なお相当程度の隙間をクランプロッドとハウジングとの間の隙間に設けることが当然に予定されている。そうすると、本件発明1にいう「緊密に嵌合支持」も、クランプロッドの傾き防止という技術的課題を解決するという見地から、当時の当業者の技術常識ないし周知技術・慣用技術を用いて当業者が容易に想到できる事柄である。したがって、甲第12号証発明に甲第13号証（特開平10-34469号公報）記載の技術事項等を適用して相違点2に係る構成に想到することは、当業者において容易である。

そうすると、審決の進歩性判断に誤りはない。

(2) 本件発明3の「その旋回溝（27）の傾斜角度（A）を10度から30度の範囲内に設定した、」との特定事項に関しては、基礎出願に係る明細書等に記載の発明に基づいて特許出願されたものといえず、優先権主張の利益を享受できないから、現実の出願日（平成14年10月10日）を基準として発明の新規性を判断すべきである。この旨の審決の判断に誤りはないところ、上記出願日以前に販売された製品の構成と本件発明3の構成とは同一であるから、本件発明3は新規性を欠く。

しかし、本件発明1、2では、ガイド溝の傾斜角度に関する特定がされていないから、これらについては優先権主張の利益を享受できなくなるものではない。もっとも、前記(1)のとおり、最先の優先日を基準にしても、本件発明1、2は進歩性を欠く。